

9 届出制度

立地適正化計画区域（＝都市計画区域）においては、以下の行為等について届出が必要となります。

9-1 居住誘導区域外に関する届出制度

居住誘導区域外において、一定規模以上の開発行為又は建築等行為を行う場合には、原則としてこれらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。届出内容に支障がある場合は調整を行い、調整の結果、必要に応じて勧告を行います。

また、届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合の罰則（30万円以下の罰金）が設けられています。

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

① 開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築を目的とした開発行為
- ・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で、その規模が1,000 m²以上のもの
- ・住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）

開発行為の例

● 3戸の開発行為

⇒届出が必要です。



● 1,300 m²で1戸の開発行為

⇒届出が必要です。



○ 800 m²で2戸の開発行為

⇒届出は必要ありません。



② 建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

建築等行為の例

● 3戸の建築行為

⇒届出が必要です。



○ 1戸の建築行為

⇒届出は必要ありません。



9. 届出制度

9-2 誘導施設に関する届出制度

都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、休止または廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が必要となります。

これらの届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合の罰則（30万円以下の罰金）が設けられています。

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

① 都市機能誘導区域外

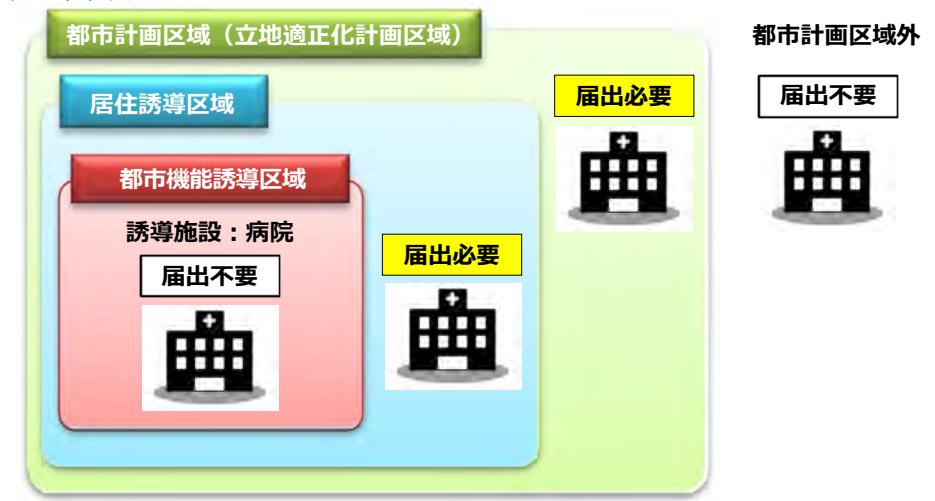
【開発行為】

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

届出の対象例



② 都市機能誘導区域内

【誘導施設の休止・廃止に係る届出】

- ・誘導施設を休止または廃止しようとする場合

休止・廃止の例

